

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	事業主管局	契約の相手方	契約金額(円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
1	鶴町3丁目地内マンホールポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	クボタ機工(株)	4,410,000	平成25年1月7日	-	契約の性質または目的による場合	
2	庭窪浄水場洗浄排水ポンプ点検整備修繕(その1)	09B:上下水道施設工事	水道局	(株)電業社機械製作所	5,565,000	平成25年1月8日	-	契約の性質または目的による場合	
3	舞洲スラッジセンター各種給水ポンプ設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)荏原製作所	3,339,000	平成25年1月8日	-	契約の性質または目的による場合	
4	大阪市中央卸売市場南港市場本館棟熱源設備改修工事	05:給排水衛生冷暖房工事	中央卸売市場南港市場	パナソニックES産機システム(株)	10,185,000	平成25年1月9日	-	契約の性質または目的による場合	
5	城東配水場保安用自家発電設備点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	ダイハツディーゼル(株)	12,337,500	平成25年1月9日	-	契約の性質または目的による場合	
6	西淀工場計装設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	富士電機(株)	11,623,500	平成25年1月9日	-	契約の性質または目的による場合	
7	長居配水場水力発電設備点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	(株)かんでんエンジニアリング	19,845,000	平成25年1月11日	-	契約の性質または目的による場合	
8	柴島浄水場第4系凝集沈澱池流入弁及び流出弁補修工事	09B:上下水道施設工事	水道局	(株)クボタ	20,475,000	平成25年1月15日	-	契約の性質または目的による場合	
9	高速電気軌道第1号線西中島南方停留場電気室配電機器製作据付工事	04:電気工事	交通局	(株)高岳製作所	33,600,000	平成25年1月16日	-	契約の性質または目的による場合	
10	豊野浄水場オゾン設備点検整備修繕(その2)	09B:上下水道施設工事	水道局	(株)前澤エンジニアリングサービス	45,990,000	平成25年1月16日	-	契約の性質または目的による場合	
11	十八条下水処理場外1か所消防用設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)初田製作所	3,675,000	平成25年1月16日	-	契約の性質または目的による場合	
12	大阪市交通局庁舎交流無停電電源装置蓄電池更新その他工事	04:電気工事	交通局	(株)日立製作所	51,660,000	平成25年1月17日	-	契約の性質または目的による場合	
13	海老江下水処理場外4か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	建設局	三菱電機(株)	61,425,000	平成25年1月17日	-	契約の性質または目的による場合	
14	大阪市中央卸売市場東部市場塵芥処理設備補修工事	09D:機械器具設置工事	中央卸売市場	新明和工業(株)	3,307,500	平成25年1月17日	-	契約の性質または目的による場合	
15	庭窪浄水場高度浄水処理棟高圧電動機点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	東芝電機サービス(株)	12,600,000	平成25年1月18日	-	契約の性質または目的による場合	
16	大正工場有害ガス処理設備中間整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	倉敷紡績(株)	3,307,500	平成25年1月18日	-	契約の性質または目的による場合	
17	八尾工場ごみピット火災検知装置改修工事	09E:消防施設工事	環境局	能美防災(株)	11,025,000	平成25年1月18日	-	契約の性質または目的による場合	
18	舞洲スラッジセンター各種バケットクレーン設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)日立プラントメカニクス	2,730,000	平成25年1月21日	-	契約の性質または目的による場合	
19	西淀工場焼却設備整備工事(その2)	09C:清掃施設工事	環境局	(株)タクマ	91,875,000	平成25年1月21日	-	契約の性質または目的による場合	
20	舞洲工場搬入物検査設備補修工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株)タクマ	4,966,500	平成25年1月21日	-	契約の性質または目的による場合	
21	大隈・十八条幹線一時貯留水排水ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	クボタ機工(株)	4,620,000	平成25年1月22日	-	契約の性質または目的による場合	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	事業主管局	契約の相手方	契約金額(円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
22	今福下水処理場自動空気ろ過装置修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株) 忍足研究所	2,467,500	平成25年1月22日	-	契約の性質または目的による場合	
23	天王寺南2丁目地内マンホールポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	クボタ機工(株)	2,593,500	平成25年1月22日	-	契約の性質または目的による場合	
24	柴島浄水場上系高度浄水処理棟揚水ポンプ点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	(株) 日立プラントテクノロジー	12,915,000	平成25年1月22日	-	契約の性質または目的による場合	
25	柴島浄水場第2取水ポンプ場取水ポンプ点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	(株) 日立プラントテクノロジー	15,015,000	平成25年1月22日	-	契約の性質または目的による場合	
26	豊野浄水場オゾン設備点検整備修繕(その1)	09B:上下水道施設工事	水道局	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	42,525,000	平成25年1月22日	-	契約の性質または目的による場合	
27	海老江下水処理場消毒設備次亜塩素酸ナトリウム注入ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	日機装リユーキテクノ(株)	3,990,000	平成25年1月25日	-	契約の性質または目的による場合	
28	大野下水処理場外5か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	建設局	(株) 明電舎	381,150,000	平成25年1月25日	-	契約の性質または目的による場合	
29	舞洲給水塔次亜塩素酸ナトリウム注入設備補修工事	09B:上下水道施設工事	水道局	磯村豊水機工(株)	10,185,000	平成25年1月28日	-	契約の性質または目的による場合	
30	東淀工場焼却設備中間整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	日立造船(株)	10,164,000	平成25年1月28日	-	契約の性質または目的による場合	
31	ATC庁舎内外1状態監視装置改修工事	10:電気通信工事	建設局	(株) コムプランニング	10,815,000	平成25年1月28日	-	契約の性質または目的による場合	
32	東淀川浄水場攪拌設備点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	住重環境エンジニアリング(株)	4,620,000	平成25年1月29日	-	契約の性質または目的による場合	
33	柴島浄水場下系粒状活性炭吸着池排水扉修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	(株) 栗本鐵工所	2,352,000	平成25年1月29日	-	契約の性質または目的による場合	
34	中部環境事業センター真空式温水ヒーター整備工事	05:給排水衛生冷暖房工事	環境局	(株) 日本サーモエナー	2,415,000	平成25年1月30日	-	契約の性質または目的による場合	
35	大野下水処理場監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	建設局	(株) 東芝	540,750,000	平成25年1月30日	-	契約の性質または目的による場合	
36	津守下水処理場外1か所次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	日機装リユーキテクノ(株)	8,400,000	平成25年1月31日	-	契約の性質または目的による場合	
37	平野下水処理場電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株) 産機テクノサービス	16,800,000	平成25年1月31日	-	契約の性質または目的による場合	
38	海老江下水処理場消化槽消化ガスかくはんブロウ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株) 伊藤鐵工所	3,675,000	平成25年1月31日	-	契約の性質または目的による場合	
39	津守下水処理場No.2余剰ガス燃焼装置修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	水ing(株)	16,800,000	平成25年1月31日	-	契約の性質または目的による場合	
40	柴島浄水場外2箇所採水ポンプ点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	(株) 西島製作所	4,830,000	平成25年2月1日	-	契約の性質または目的による場合	
41	C6・7-2号機多目的クレーン補修工事	09D:機械器具設置工事	港湾局	JFEメカニカル(株)	9,870,000	平成25年2月1日	-	契約の性質または目的による場合	
42	鶴町抽水所外1か所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株) 産機テクノサービス	5,250,000	平成25年2月4日	-	契約の性質または目的による場合	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	事業主管局	契約の相手方	契約金額(円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
43	千島下水処理場計装設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	向洋電機(株)	8,925,000	平成25年2月4日	-	契約の性質または目的による場合	
44	千島下水処理場電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)明電舎	11,550,000	平成25年2月5日	-	契約の性質または目的による場合	
45	大正工場焼却設備中間整備工事(その2)	09C:清掃施設工事	環境局	日立造船(株)	6,279,000	平成25年2月5日	-	契約の性質または目的による場合	
46	高速電気軌道第1号線中津停留場5号出入口改造請願受託工事	01:土木工事	交通局	前田建設工業・長谷工コーポレーション共同企業体	10,290,000	平成25年2月6日	-	入札に付することが不利な場合	
47	放出下水処理場消化槽加温設備No.1ガス昇圧ブロウ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	三菱化工機(株)	2,835,000	平成25年2月6日	-	契約の性質または目的による場合	
48	今福下水処理場No.1汚泥スクリーン設備修繕(その2)	09B:上下水道施設工事	建設局	三菱化工機(株)	4,200,000	平成25年2月6日	-	契約の性質または目的による場合	
49	中浜下水処理場No.2濃縮槽分離液ポンプ外修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	新明和アクアテクサービス(株)	2,467,500	平成25年2月7日	-	契約の性質または目的による場合	
50	東野田抽水所第2沈砂池No.2,3臭気遮断装置修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	クボタ環境サービス(株)	4,620,000	平成25年2月8日	-	契約の性質または目的による場合	
51	庭窪浄水場監視制御設備改良に伴う既設設備改造工事	09B:上下水道施設工事	水道局	(株)日立製作所	172,410,000	平成25年2月8日	-	契約の性質または目的による場合	
52	弁天抽水所貯留水ポンプ用No.2給水ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)日立プラントテクノロジー	2,940,000	平成25年2月8日	-	契約の性質または目的による場合	
53	舞洲スラッジセンター汚泥脱水機付帯設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	クボタ環境サービス(株)	7,875,000	平成25年2月8日	-	契約の性質または目的による場合	
54	十八条下水処理場外7か所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	東芝電機サービス(株)	24,990,000	平成25年2月12日	-	契約の性質または目的による場合	
55	中浜下水処理場遠心濃縮機設備点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	月島テクノメンテサービス(株)	22,050,000	平成25年2月13日	-	契約の性質または目的による場合	
56	大野下水処理場汚泥処理室消化槽加温用設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)タクマ	6,615,000	平成25年2月13日	-	契約の性質または目的による場合	
57	弁天抽水所No.1、No.3コンテナ移動装置修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)日立プラントサービス	5,985,000	平成25年2月13日	-	契約の性質または目的による場合	
58	放出下水処理場スクリーンかす脱水機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)日立プラントサービス	8,610,000	平成25年2月13日	-	契約の性質または目的による場合	
59	北港処分地廃水浄化設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	メタウォーター(株)	9,975,000	平成25年2月13日	-	契約の性質または目的による場合	
60	都島第2幹線No.3貯留水排水ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	クボタ機工(株)	5,355,000	平成25年2月14日	-	契約の性質または目的による場合	
61	放出下水処理場反応槽水中機械式曝気装置修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	阪神動力機械(株)	10,353,000	平成25年2月14日	-	契約の性質または目的による場合	
62	西中島南方外13駅エスカレーター改造工事	09A:昇降機設置工事	交通局	(株)日立ビルシステム	293,475,000	平成25年2月15日	-	契約の性質または目的による場合	
63	市岡下水処理場外3か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)明電舎	64,050,000	平成25年2月15日	-	契約の性質または目的による場合	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	事業主管局	契約の相手方	契約金額(円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
64	寝屋川口水門外38か所遠方監視装置修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	11,655,000	平成25年2月15日	-	契約の性質または目的による場合	
65	平野下水処理場汚泥溶融炉外1か所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)明電舎	7,245,000	平成25年2月19日	-	契約の性質または目的による場合	
66	安治川1号上屋外1箇所機械設備補修工事	09D:機械器具設置工事	港湾局	(株)日立プラントテクノロジー	78,120,000	平成25年2月20日	-	契約の性質または目的による場合	
67	1号線なんば駅下りホーム～南改札間エレベーター設備工事	09A:昇降機設置工事	交通局	日本オーチス・エレベータ(株)	18,774,000	平成25年2月21日	-	契約の性質または目的による場合	
68	2号線谷町四丁目駅南中階下りホームエレベーター設備工事	09A:昇降機設置工事	交通局	日本オーチス・エレベータ(株)	19,299,000	平成25年2月21日	-	契約の性質または目的による場合	
69	大野下水処理場消化槽加温設備用No.3ガス昇圧ブロワ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	三菱化工機(株)	2,310,000	平成25年2月22日	-	契約の性質または目的による場合	
70	十八条下水処理場送泥ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	兵神装備(株)	2,677,500	平成25年2月25日	-	契約の性質または目的による場合	
71	高速電気軌道第5号線鶴橋変電所機器製作据付工事	04:電気工事	交通局	(株)日立製作所	162,750,000	平成25年2月27日	-	契約の性質または目的による場合	
72	東住吉区役所・区民ホール耐震改修その他昇降機設備工事	09A:昇降機設置工事	都市整備局	フジテック(株)	12,684,000	平成25年3月6日	-	契約の性質または目的による場合	
73	東淀川区役所・区民ホール耐震改修その他昇降機設備工事	09A:昇降機設置工事	都市整備局	(株)日立ビルシステム	57,225,000	平成25年3月8日	-	契約の性質または目的による場合	
74	此花下水処理場ポンプ場築造工事(その10)	01:土木工事	建設局	鴻池・竹中土木・佐藤・三井住友・あおみ 特定建設工事共同企業体	444,150,000	平成25年3月11日	適用	入札に付することが不利な場合	
75	大阪市中央卸売市場南港市場冷凍機CR-107補修工事	09D:機械器具設置工事	中央卸売市場南港市場	(株)ダイキンアプライドシステムズ	1,806,000	平成25年3月12日	-	契約の性質または目的による場合	
76	住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸(1工区)築造工事(その7)	01:土木工事	建設局	大林・鴻池・五洋・久本 特定建設工事共同企業体	72,975,000	平成25年3月19日	適用	入札に付することが不利な場合	
77	長堀抽水所雨水滞水池築造工事(その6)	01:土木工事	建設局	熊谷・三井住友・日宝 特定建設工事共同企業体	489,300,000	平成25年3月19日	適用	入札に付することが不利な場合	
78	住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸(2工区)築造工事(その8)	01:土木工事	建設局	大成・奥村・前田・中林 特定建設工事共同企業体	63,210,000	平成25年3月19日	適用	入札に付することが不利な場合	

随意契約理由書

- 1 案件名称 鶴町3丁目地内マンホールポンプ修繕
- 2 契約の相手方 クボタ機工(株)
- 3 随意契約理由 今回、修繕するマンホールポンプは局地的な雨水排水のためのポンプであるが、長年の使用により摩耗損傷が著しく運転に支障をきたしているため修繕するものである。
本設備は、(株)クボタが設計製作したもので、修繕には、製作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値を確保するための独自の技術を必要とし、主要取替部品も他社では製作していない。
また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。
以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社からアフターサービス業務を移管されているクボタ機工(株)のみである。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署 建設局西部方面管理事務所設備課（電話番号 06-6561-0160）

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場洗浄排水ポンプ点検整備修繕（その1）

2 契約の相手方

（株）電業社機械製作所

3 随意契約理由

本業務は、庭窪浄水場構内ろ過場本館地下1階に設置している洗浄排水ポンプ4号の点検整備修繕を行い、機能の回復を図るものである。

当該設備は、（株）電業社機械製作所が設計製作したものであり、点検整備修繕には機械の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また本業務後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本業務が出来る業者は当該ポンプの製造業者である（株）電業社機械製作所のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター（TEL06-6815-2402）

随意契約理由書

1. 修繕名称：

舞洲スラッジセンター各種給水ポンプ設備修繕

2. 契約相手方：

(株) 荏原製作所

3. 随意契約理由：

今回、修繕する各種給水ポンプ設備は、舞洲スラッジセンターに設置されている、生物脱臭装置への散水及び給水、脱水設備における高分子凝集剤の溶解水の給水、及び空調設備における熱交換機へ給水する設備であり、それぞれ長時間運転によりポンプ回転部分等が腐食および磨耗損傷し、各設備への給水不足となっているため修繕を行うものである。本設備は、(株) 荏原製作所が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株) 荏原製作所のみである。

4. 根拠法令：

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署：

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場本館棟熱源設備改修工事

2 契約の相手方

パナソニックES産機システム(株)

3 随意契約理由

本工事は、本館棟に設置されている熱源設備であるガス吸収式冷温水発生機の構成部品の取替、既設冷媒の洗浄ろ過、試運転調整等を行うものである。

当該機器については、パナソニックES産機システム(株)(旧社名：三洋電機産機システム(株))が製造したもので、部品類には純正部品を使用している。

施工にあたっては、ガス吸収式冷温水発生機の構造及び機能を熟知し、専門の知識及び技術が不可欠である。施工部分は既存部分と密接不可分の関係からパナソニックES産機システム(株)以外の業者が施工した場合は、既存部分に著しい支障が生じる可能性があり、施工後の性能・作動状態・安全性(製造物責任)に対して保証することが出来ない。

以上のことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができるのはパナソニックES産機システム(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備担当(電話番号 06-6675-2006)

随意契約理由書

1 案件名称

城東配水場保安用自家発電設備点検整備修繕

2 契約の相手方

ダイハツディーゼル(株)

3 随意契約理由

本業務は、城東配水場地下 1 階に設置している保安用自家発電設備の点検整備修繕を行い、機能の回復を図るものである。

当該設備は、ダイハツディーゼル(株)が設計製作したものであり、点検整備修繕には機械の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また本業務後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本業務が出来る業者は当該設備の製造業者であるダイハツディーゼル(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第 21 条の 14 第 1 項 第 2 号

5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター (TEL06-6815-2402)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場計装設備整備工事

2 契約の相手方

富士電機 (株)

3 随意契約理由

当工場の電気計装設備は、富士電機 (株) において独自の技術により一括責任施工で竣工したものである。本工事については、電気計装設備が有する特質を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の電気計装設備を施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することができないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は富士電機 (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局西淀工場 (電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

長居配水場水力発電設備点検整備修繕

2 契約の相手方

(株) かねでんエンジニアリング

3 随意契約理由

本業務は、長居配水場に設置している水力発電設備の点検整備修繕を行い、機能の回復を図るものである。

当該設備は、(株) 日立製作所が独自に設計、製作したものであるが、同社の水力発電システム事業は平成 23 年 10 月に三菱電機(株)、三菱重工業(株)の水力発電部門と合弁会社を設立し、日立三菱水力(株)として事業継承されている。

本業務を行うためには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要とし、また本業務後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、当該設備の点検整備修繕が出来る業者は、日立三菱水力(株)から保守点検、整備を移管されている(株) かねでんエンジニアリングのみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第 21 条の 14 第 1 項 第 2 号

5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター (TEL06-6815-2402)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場 第4系凝集沈澱池流入弁及び流出弁補修工事

2 契約の相手方

(株)クボタ

3 随意契約理由

本工事は、柴島浄水場の第4系凝集沈澱池に設置している制水弁で確認されている不具合（操作不能）について、機器の製作及び交換作業、機器調整を行い制水弁が正常に操作できるようにするものである。

当該制水弁は上記業者が製造したものであり、補修工事には当該設備の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術による機器の製作が必要であり、上記業者以外により適切に製作できない。また、当該機器の取替作業についても同様の専門の知識と技術を必要とする。

既設部分と当該工事で施工する部分は、一体となって機能を発揮する関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既設部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがあり、機能保障が受けられなくなる。

以上の理由により、本工事を実施できるのは(株)クボタのみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場維持（電話番号06-6815-2353）

随意契約理由書

1 案件名称

高速電気軌道第1号線西中島南方停留場電気室配電機器製作据付工事

2 契約の相手方

(株) 高岳製作所

3 随意契約理由

今回の工事の目的は、梅田停留場の駅構内有効活用事業による電力負荷の増加に伴い、梅田変電所と中津変電所の2箇所から江坂停留場～梅田停留場へ送っている高圧電気を南方変電所からも送電できるように対応するものである。

工事内容は、南方変電所から西中島南方停留場電気室に受電した電気を西中島南方停留場構内にある分電盤並びに江坂停留場～梅田停留場電気室へ配電する配電機器の製作据付及び関連する既設機器の改造工事を行うものである。

施工にあたっては、他の関連する鉄道設備との綿密な整合をとりつつ、設計から装置の取換、調整まで一貫した管理体制のもとで行う必要がある。

また、今回の機器製作据付工事は、配電機器と密接な関係にある既設機器内部の改造工事を伴うものであり、製作者独自の設計及びシステム稼動に必要なソフトウェアの内容を熟知している必要がある。

既設の配電機器及び関連機器は(株)高岳製作所製で、独自の技術で設計製作されたものであることから、製作者である同社以外では改造することができない。

よって、本工事を施工できる唯一の業者である(株)高岳製作所と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部電気部電気課

(電話番号06-6585-6563)

随意契約理由書

1 案件名称

豊野浄水場オゾン設備点検整備修繕（その2）

2 契約の相手方

(株)前澤エンジニアリングサービス

3 随意契約理由

本点検整備修繕は、豊野浄水場高度浄水処理施設に設置している後オゾン設備の点検整備修繕を実施し、機能回復を図るものである。

当該オゾン設備は、前澤工業(株)が独自に設計、製作したものであり、点検整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、総合的なオゾン設備のシステム及び各機器・装置の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、点検整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本点検整備修繕ができる業者は、前澤工業(株)より点検整備業務を移管されている(株)前澤エンジニアリングサービスのみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話：06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

十八条下水処理場外1か所消防用設備修繕

2 契約の相手方

(株)初田製作所

3 随意契約理由

今回修繕する十八条下水処理場外1か所消防用設備は、十八条下水処理場、井高野抽水所の火災時に消火するための設備であるが、長期の使用により老朽化し、著しく機能が低下した構成部品を修繕する必要がある。

本設備は、(株)初田製作所が設計製作したもので部品の取替えにあたっては、消防用設備の構成及び整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、機能回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にある。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることは極めて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕をできる業者は製作会社である(株)初田製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局北部方面管理事務所設備課 (6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市交通局庁舎交流無停電電源装置蓄電池更新その他工事

2 契約の相手方

(株) 日立製作所

3 随意契約理由

本工事は、(株) 日立製作所独自の技術で設計・製作された大阪市交通局庁舎の無停電電源装置システムを構成する蓄電池の一部更新及び蓄電池温度検出装置等の改造を行うものである。

交流無停電電源装置システムは、交流無停電電源装置からの電力供給を受けて、当局の各基幹業務システムを稼働させており、常時連続稼働が求められる。

このシステムの主要な構成部品である蓄電池の一部更新及び蓄電池温度検出装置等の改造を行うにあたっては、当該装置が正常に機能するための高い性能保証の確保が求められ、構造・規格及び構成機器に精通していることが不可欠であることから、これらの要件を満たす唯一の業者である(株) 日立製作所と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部工務部建築課 設備企画 (電話番号 06-6585-6771)

随意契約理由書

1. 工 事 名 称： 海老江下水処理場外4か所監視制御設備外機能追加工事

2. 契 約 相 手 方： 三菱電機（株）

3. 随意契約理由：

本工事は、海老江下水処理場外4か所で別途施工される電気設備工事等に必要となる監視機能等を、既設監視制御設備並びに既設配電盤に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、三菱電機（株）が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、三菱電機（株）のみである。

4. 根 拠 法 令： 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担 当 部 署： 建設局管理部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中心卸売市場東部市場塵芥処理設備補修工事

2 契約の相手方

新明和工業（株）

3 随意契約理由

本工事は、発泡スチロール処理設備・ごみドラム装置の補修を行うものである。

当該機器については、すべて新明和工業（株）が製造した製品であり、今回の補修工事を実施するにあたっては新明和工業（株）を通じてのみ入手可能な純正部品、並びに機器に関する知識が必要である。

本工事は、設備部品を取り替えるものであるが、既設設備本体との調整が必要不可欠であり、設備全体の調整を行わなければ機能を維持することはできない。また、市場業務に影響を及ぼすことなく実施するとともに、当該設備について一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を施工できる唯一の業者は新明和工業（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場東部市場 設備担当（電話番号 06-6756-3955）

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場高度浄水処理棟高圧電動機点検整備修繕

2 契約の相手方

東芝電機サービス(株)

3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場高度浄水処理棟に設置している表洗ポンプ1号、逆洗ポンプ1号及びGAC逆洗ポンプ1号用高圧電動機の点検整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該高圧電動機設備は、(株)東芝が独自に設計、施工したものであり、修繕による部品等の交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、高圧電動機設備の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。東芝電機サービス(株)は、昭和62年5月に(株)東芝の重電サービス部門が分離、独立し設立された会社であり、修繕業務に関する事業は東芝電機サービス(株)に継承されている。そのため、本点検整備修繕ができる業者は、(株)東芝より修繕業務を移管されている東芝電機サービス(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター(電話:06-6815-2402)

随意契約理由書

1 案件名称

大正工場有害ガス処理設備中間整備工事

2 契約の相手方

倉敷紡績（株）

3 随意契約理由

当工場の有害ガス処理設備は、倉敷紡績（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の有害ガス処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の有害ガス処理設備の設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は倉敷紡績（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局大正工場（電話番号06-6553-0464）

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場ごみピット火災検知装置改修工事

2 契約の相手方

能美防災（株）

3 随意契約理由

当工場のごみピット火災検知装置は、ごみピット放水銃と組み合わせてごみピット火災の初期消火を行うものであり、能美防災（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものである。

当工場のごみピット火災検知設備を設計・施工した会社以外では、整備技術の対応が不可能であり、設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ない。

よって、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は能美防災（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局八尾工場（電話番号072-923-4226）

随意契約理由書

1 修繕名称：舞洲スラッジセンター 各種バケットクレーン設備修繕

2 契約相手方：(株) 日立プラントメカニクス

3 随意契約理由：

今回修繕するケーキ搬出用バケットクレーン設備及びスラグ搬出用バケットクレーン設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥熔融炉設備で発生するケーキやスラグをピットからホッパに搬出する設備である。ケーキ搬出用バケットクレーン設備及びスラグ搬出用バケットクレーン設備が停止すると熔融炉の運転ができなくなるなど、施設運営に欠かすことのできない重要な設備である。

そのケーキ搬出用バケットクレーン設備及びスラグ搬出用バケットクレーン設備の構成部品が摩耗損傷し、また自動運転を行っている電気部品も劣化し運転に支障をきたしている。

ケーキ搬出用バケットクレーン設備及びスラグ搬出用バケットクレーン設備は、(株)日立プラントテクノロジーが設計及び製作したもので、修繕に当たっては本設備を自動運転させるためのシステムを設計製作した同社のみが保有するシステム構成を熟知するとともに調整の技術が必要であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である(株)日立プラントテクノロジーから業務移管された(株)日立プラントメカニクスのみである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場焼却設備整備工事（その2）

2 契約の相手方

（株）タクマ

3 随意契約理由

当工場の廃棄物処理設備は、（株）タクマが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の廃棄物処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は（株）タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局西淀工場（電話番号06-6472-3000）

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場搬入物検査設備補修工事

2 契約相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

本工事は、搬入ごみの展開検査を実施する際に使用する搬入物検査設備に故障が発生したため、補修を行うものである。

当工場の搬入物検査設備は(株)タクマが独自の技術により一括責任で設計・施工したものであり、本工事については、搬入物検査設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の本設備を設計・製作・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、工事後の搬入物検査設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫した責任を持たせることができる業者は(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局舞洲工場 (電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

大隈・十八条幹線一時貯留排水ポンプ修繕

2 契約の相手方

クボタ機工(株)

3 随意契約理由

今回修繕する一時貯留排水ポンプは、降雨時等に下水管放流能力を超えた水を一時的に貯留し、再度近隣下水管に放流するための機器であるが、点検において各部の劣化や損傷が確認されていることとあわせ、運用に支障をきたしているので修繕するものである。

本ポンプは、(株)クボタが設計製作したもので、今回の修繕で行う吸込ライナーなどの取替えや分解調整には、製作会社のみが保有する組込精度や許容値などの独自の技術が必要であり、主要部品も他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上により、本修繕ができる業者は、当該機器製作会社より保守点検整備業務を移管されているクボタ機工株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部局

建設局 北部方面管理事務所 設備課(06-6462-1519)

随意契約理由書

1 修繕名称

今福下水処理場自動空気ろ過装置修繕

2 契約の相手方

(株) 忍足研究所

3 随意契約理由

本修繕は、今福下水処理場自動空気ろ過装置が長年の使用により、各部が摩耗損し、運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本設備は、(株) 忍足研究所が設計製作をしたもので、修繕には独自の技術を必要とし取替部品も他社で製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能について保障を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社の(株) 忍足研究所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6969-5847)

随意契約理由書

1 修繕名称

天王寺南2丁目地内マンホールポンプ修繕

2 契約の相手方

クボタ機工(株)

3 随意契約理由

今回修繕するマンホールポンプは局地的な降雨時に、雨水を排水するための設備であるが、ポンプ回転部品、上部カバー及びキャブタイヤケーブル接続部等の損傷が著しく、運転に支障をきたしているので修繕するものである。

本設備は(株)クボタが設計製作したもので、修繕には、製作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値など同社が保有する技術が必要であり、取替部品も他社では製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社から修繕、改良及びメンテナンスを移管されているクボタ機工(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課(電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場上系高度浄水処理棟揚水ポンプ点検整備修繕

2 契約の相手方

(株)日立プラントテクノロジー

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場上系高度浄水処理棟に設置している揚水ポンプ3号の点検整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該ポンプ設備は、(株)日立製作所が独自に設計、施工したものであり、修繕による部品等の交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、ポンプ設備の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

(株)日立製作所は、社会システム事業部の機械設備全体に関わる事業について、平成18年4月に日立プラント建設(株)と会社分割契約を行い事業継承している。また同時に日立プラント建設(株)は日立機電工業(株)及び(株)日立インダストリイズとの間で合併契約を行い、商号を(株)日立プラントテクノロジーに変更している。

以上のことから本点検整備修繕ができる業者は、(株)日立プラントテクノロジーのみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話：06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場第2取水ポンプ場取水ポンプ点検整備修繕

2 契約の相手方

(株)日立プラントテクノロジー

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場第2取水ポンプ場に設置している取水ポンプ2号の点検整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該ポンプ設備は、(株)日立製作所が独自に設計、施工したものであり、修繕による部品等の交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、ポンプ設備の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。(株)日立製作所は、社会システム事業部の機械設備全体に関わる事業について、平成18年4月に日立プラント建設(株)と会社分割契約を行い事業継承している。また同時に日立プラント建設(株)は日立機電工業(株)及び(株)日立インダストリーズとの間で合併契約を行い、商号を(株)日立プラントテクノロジーに変更している。

以上のことから本点検整備修繕ができる業者は、(株)日立プラントテクノロジーのみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話：06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

豊野浄水場オゾン設備点検整備修繕（その1）

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

本点検整備修繕は、豊野浄水場高度浄水処理施設に設置している中オゾン設備の点検整備修繕を実施し、機能回復を図るものである。

当該オゾン設備は、三菱電機(株)が独自に設計、製作したものであり、点検整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、総合的なオゾン設備のシステム及び各機器・装置の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、点検整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本点検整備修繕ができる業者は、三菱電機(株)より点検整備業務を移管されている三菱電機プラントエンジニアリング(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話：06-6815-2402）

随意契約理由書

1 工事名称 海老江下水処理場 消毒設備次亜塩素酸ナトリウム
注入ポンプ修繕

2 契約相手方 日機装リユーキテクノ(株)

3 随意契約理由

今回修復する次亜塩素酸ナトリウム注入ポンプは、海老江下水処理場の2次処理水を消毒するための設備であるが、ダイヤフラムおよびバルブシート等の損傷が著しく、損傷したダイヤフラムから次亜塩素酸ナトリウムが漏洩し、次亜塩素酸ナトリウム注入ポンプを運転する事が出来ず、2次処理水へ次亜塩素酸ナトリウムを注入出来なくなった際には、放流水の水質基準を満たさないおそれがある。

本ポンプは、日機装(株)が設計製作したもので、修繕にあたっては、ダイヤフラムの組付精度やボールバルブとバルブシートとの当り面の調整など、同社が保有する据付調整の技術を必要とし、修復後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社からアフターサービスを移管されている日機装リユーキテクノ(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

随意契約理由書

1. 工事名称： 大野下水処理場外5か所監視制御設備外機能追加工事

2. 契約相手方： (株)明電舎

3. 随意契約理由：

本工事は、大野下水処理場から中島抽水所、中島第2抽水所、佃第1抽水所、佃第2抽水所及び西島抽水所を遠方監視するために、大野下水処理場外5か所の既設監視制御設備等に機能追加するものである。

本工事で機能追加する設備は、(株)明電舎が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるので、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、(株)明電舎のみである。

4. 根拠法令： 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署： 建設局管理部設備課 (電話番号 06-6615-7895)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲給水塔次亜塩素酸ナトリウム注入設備補修工事

2 契約の相手方

磯村豊水機工（株）

3 随意契約理由

本工事は、舞洲給水塔に設置している次亜塩素酸ナトリウム注入設備の補修を行うものである。

当該設備のシステム構成は、磯村豊水機工（株）が独自に設計、製作したものであり、補修による動作確認・機能保証を行うには、既設設備の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とし、また、補修後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本工事ができる業者は磯村豊水機工（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2369）

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場焼却設備中間整備工事

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

当工場の廃棄物処理設備は、日立造船（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の廃棄物処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部東淀工場（電話番号 06-6327-4541）

随意契約理由書

1 工事名称

A T C庁舎内外1 状態監視装置改修工事

2 契約の相手方

(株) コンプランニング

3 随意契約理由

本工事は、市内一円で道路排水ポンプ場および道路情報板に設置される状態監視装置の施工に伴い、A T C庁舎内外1 箇所の状態監視装置を改修するものである。

本工事で改修する状態監視装置は(株) コンプランニングが設計製作設置したもので、他の既設テレメーター設備および道路冠水監視システムと密接に関連して機能を発揮するものである。施工をする際には既設設備の機能を保障させながら行い、本設備の改修に必要なシステムの変更・追加・設定変更などを行う必要があるため既設設備の製作者独自の技術が必要である。

既設製作者である(株) コンプランニング以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、本改修工事を施工できる唯一の業者である(株) コンプランニングと契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局管理部 設備課 (電話番号 06-6615-7887)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀川浄水場攪拌設備点検整備修繕

2 契約の相手方

住重環境エンジニアリング(株)

3 随意契約理由

本修繕は、東淀川浄水場に設置している攪拌設備の点検整備修繕を実施し、機能回復を図るものである。

当該攪拌設備は、住友重機械工業(株)が独自に設計、施工したものであり、修繕による部品等の交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、攪拌設備の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。住友重機械工業(株)は、水環境事業部の上下水処理施設に関わる事業について、平成19年1月1日に新会社として発足された住友重機械エンバイロメント(株)に継承されており、本修繕ができる業者は、住友重機械エンバイロメント(株)より修繕業務を移管されている住重環境エンジニアリング(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター(電話:06-6815-2402)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場下系粒状活性炭吸着池排水扉修繕

2 契約の相手方

(株) 栗本鐵工所

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場下系粒状活性炭吸着池に設置している排水扉の修繕を実施し、機能回復を図るものである。

当該排水扉は、(株) 栗本鐵工所が独自に設計、施工したものであり、修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、排水扉の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、(株) 栗本鐵工所のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話：06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

中部環境事業センター 真空式温水ヒーター整備工事

2 契約相手方

株式会社 日本サーモエナー 関西支社

3 随意契約理由

中部環境事業センター設置の真空式温水ヒーターは、株式会社日本サーモエナーにより設計・製造されたものである。

本整備工事については、純正部品を使用し、製造者独自の専門知識及び技術が不可欠である。

(株)日本サーモエナー以外の業者が施工する場合は、整備技術面での対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障が生じる可能性があること、また整備工事後の性能、作動状態、安全性（製造物責任）に対して保証ができない。

以上のことから、本整備工事に対して一貫して責任を持たせることができる唯一の業者である(株)日本サーモエナーと契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2, 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3374)

随意契約理由書

1. 工事名称： 大野下水処理場監視制御設備外機能追加工事

2. 契約相手方： (株) 東芝

3. 随意契約理由：

本工事は、大野下水処理場から大野処理区内各抽水所を遠方監視操作するために、大野下水処理場の既設監視制御設備等に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、(株) 東芝が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるので、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、(株) 東芝のみである。

4. 根拠法令： 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署： 建設局管理部設備課 (電話番号 06-6615-7895)

随意契約理由書

- 1 案件名称 津守下水処理場外1か所次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ修繕
- 2 契約の相手方 日機装リユーキテクノ(株)
- 3 随意契約理由 今回修繕を行う津守下水処理場外1か所次亜塩素酸ソーダ注入ポンプは、下水処理場で処理した水を消毒する為の次亜塩素酸ソーダを注入する設備であるが、長年の運転により各部の摩耗損傷が著しく運転に支障をきたしているため修繕するものである。
本注入ポンプは、日機装(株)が設計製作したもので、修繕には製作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値を確保する為の独自の技術を必要とし、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。
以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社からサービス保守業務の事業移管をされている日機装リユーキテクノ(株)のみである。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署 建設局西部方面管理事務所設備課(電話番号06-6561-0160)

随意契約理由書

1 案件名称

平野下水処理場 電気設備修繕

2 契約の相手方

(株)産機テクノサービス

3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場電気設備は、平野下水処理場内の各種機器を運転監視制御するための監視・計装・受変電設備であるが、経年劣化により構成部品が損傷し、十分な機能が発揮できないため修繕を行うものである。

本設備の監視設備は(株)日立製作所、計装設備は(株)日立ハイテクソリューションズが設計製作したもので、修繕に当たっては、電気設備としての一貫したシステム構成を熟知し、製作当初の設計により機器の分解、部品の取替え等を行い、従前と同等の性能を発揮させる必要があることに加え、取替部品も他社では製造していない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を施工させられず、加えて修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは製作会社からアフターサービスを移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随 意 契 約 理 由 書

1 工 事 名 称 海老江下水処理場 消化槽消化ガスかくはんブロワ修繕

2 契約相手方 (株)伊藤鐵工所

3 随意契約理由

今回修繕する消化槽消化ガスかくはんブロワは、海老江下水処理場の消化槽内の投入濃縮汚泥と消化汚泥とを混合し、消化槽内の温度の均一化を図るため、消化ガスを吹き込み、かくはんするための設備であるが、軸受及び軸摺動部の摩耗損傷が著しく、摩耗により損傷した軸摺動部から消化ガスが漏洩し、消化槽機械室内が危険にさらされるとともに、消化ガスかくはんブロワが運転出来なくなった際には、下水処理場の処理機能が低下し、放流水の水質基準を満たさないおそれがある。

本ブロワは、(株)伊藤鐵工所が設計製作したもので、修繕にあたっては、軸受のはめ合い精度やロータとケーシングの許容値など、同社が保有する取替調整の技術を必要とし、修復後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、(株)伊藤鐵工所のみである。

4 根 拠 法 令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担 当 部 署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

津守下水処理場No.2 余剰ガス燃焼装置修繕

2 契約の相手方

水ing(株)

3 随意契約理由

今回修繕を行う余剰ガス燃焼装置は、消化ガス有効利用施設の消化ガス使用量を超えて、余剰に発生した消化ガスを、燃焼し、大気中に放散するための設備であるが、長年の使用により、各部が損傷し、運転に支障をきたしているため修繕を行うものである。

本設備は、(株)荏原製作所が設計製作したもので、修繕には、製作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値を確保するための独自の技術が必要とし、主要取替部品も他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

(株)荏原製作所は、平成 18 年に、上下水道に関する事業を荏原環境エンジニアリング(株)に事業承継している。また、荏原環境エンジニアリング(株)は、平成 21 年に同事業を荏原エンジニアリングサービス(株)に事業承継している。さらに、荏原エンジニアリングサービス(株)は、平成 23 年 4 月 1 日に、水ing(株)に社名変更を行っている。

以上のことから、本修繕ができる業者は、水ing(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6561-0160)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外 2 箇所採水ポンプ点検整備修繕

2 契約の相手方

(株) 西島製作所

3 随意契約理由

本点検整備修繕は、柴島浄水場外 2 箇所に設置している採水ポンプの点検整備修繕を実施し、機能回復を図るものである。

当該採水ポンプは、(株) 西島製作所が独自に設計、製作したものであり、点検整備修繕による機器の動作確認や機能保証を行うには、採水ポンプの構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、点検整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証をもたせる必要があるため、本点検整備修繕ができる業者は、当該採水ポンプの製造業者である (株) 西島製作所のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター (電話番号 06-6815-2369)

随 意 契 約 理 由 書

1. 案件名称

C6・7-2号機多目的クレーン補修工事

2. 契約の相手方

JFEメカニカル(株)

3. 随意契約理由

本件工事の対象クレーンは、住之江区南港中7丁目(C6・7岸壁)に設置されたコンテナ等の重量物積み下ろしに使用しているものであり、本工事はそのクレーン構造の重要な機能を担う起伏操作室の補修等を行うものである。

工事に際しては、クレーンの特異性などから、クレーンの構造・安全装置・設計基準等を定めたクレーン等安全規則及びクレーン構造規格に基づき施工する必要がある、また、故障で積荷の落下等を起こせば直ちに人身事故にも繋がることから、高い安全性が求められるため、クレーン製造実績のある業者でなければ、適正な施工ができない。

クレーンについては、製造時において、発注者の仕様を反映し、製造者が個々に設計・製作するため、製造者でなければ部材・機械装置・電気装置・制御装置の構造、仕様、相関関係がわからないものである。また、使用部品についても一部の汎用品以外、製造者より指示された規格・品質で製作されている特注品であることから、製造者以外の取扱いは困難である。

よって、製造者だけがシステム全体を把握した上で、安全性を確保した部品の交換、また、部品を交換する事により影響を与える箇所点検及び調整並びに磨耗した部品の取替判断などを的確に行えるものである。

さらに他社が補修を行い不具合が生じた場合、施工不良・部材や部品不良・設計不良などのどの部分に原因があるのか究明すること及び復旧までに相当期間が必要となり、船舶荷役に影響を与えることとなる。また、不具合の発生原因が特定できない場合、補償や瑕疵を業者に求めることができず、本市が不利益を被ることとなるため、製造者に補修をさせることにより、責任の一元化及び早急な対応が図る必要がある。

以上のことから、本件工事の施工条件(能力)を満たす業者は、当該クレーンを製造したJFEメカニカル(株)のみである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当

5. 担当部署

港湾局計画整備部設備担当(機械)

電話番号 06-6552-0057

随意契約理由書

1 修繕名称

鶴町抽水所外1か所電気設備修繕

2 契約の相手方

(株)産機テクノサービス

3 随意契約理由

本修繕は、鶴町抽水所外1か所の電気設備について、抽水所及び下水処理場を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であるが、設備の高い信頼性を維持するために老朽化している構成部品を取替え修繕するものである。

本設備の計装設備は(株)日立ハイテクソリューションズ、ITV設備は(株)日立国際電気が設計製作したもので、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき、最も適切な取替部品の選定を行うとともに、製作時と同一手法を用いて部品取替えを実施し、従前と同様の性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから本修繕ができる業者は(株)日立ハイテクソリューションズ及び(株)日立国際電気がアフターサービスを移管している(株)産機テクノサービスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 設備課 (電話番号：06-6561-0160)

随意契約理由書

1 修繕名称

千島下水処理場計装設備修繕

2 契約の相手方

向洋電機(株)

3 随意契約理由

本修繕は、千島下水処理場の計装設備について、処理場を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であるが、設備の高い信頼性を維持するために老朽化している構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は横河電機(株)が設計製作したもので、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき、最も適切な取替部品の選定を行うとともに、製作時と同一手法を用いて部品取替えを実施し、従前と同様の性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから本修繕ができる業者は横河電機(株)がアフターサービスを移管している向洋電機(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 設備課 (電話番号：06-6561-0160)

随意契約理由書

1 修繕名称

千島下水処理場電気設備修繕

2 契約の相手方

(株)明電舎

3 随意契約理由

本修繕は、千島下水処理場の電気設備について、処理場を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であるが、設備の高い信頼性を維持するために老朽化している構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は(株)明電舎が設計製作したもので、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき、最も適切な取替部品の選定を行うとともに、製作時と同一手法を用いて部品取替えを実施し、従前と同様の性能を継続維持させなければならないため、同社しか施工できない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから本修繕ができる業者は(株)明電舎のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 設備課 (電話番号：06-6561-0160)

随意契約理由書

1 案件名称

大正工場焼却設備整備中間整備工事（その2）

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

当工場の焼却設備は、日立造船（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理施設が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の焼却設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却設備の設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局大正工場（電話番号 06-6553-0464）

随意契約理由書

1 案件名称

高速電気軌道第1号線中津停留場5号出入口改造請願受託工事

2 契約の相手方

前田建設工業・長谷工コーポレーション共同企業体

3 随意契約理由

本工事は、平成27年春の竣工を目指して工事が進む(仮称)中津一丁目計画ビル(以下「ビル」という)の建替工事において、住友商事株式会社、MID都市開発株式会社及び大和ハウス工業株式会社からの要請及び費用負担に基づき、第1号線中津停留場の既設5号出入口を改造する工事を受託して施工するものである。

出入口改造にあたっては、ビル建替工事にて築造する新しい出入口と地下駅構造物とを接続する地下通路部において、縦断方向の接続形状が変更されるため、あらかじめ壁及び床版を設置し、支障となる既設階段を撤去しなければならない。これらは新しい出入口と構造を一体とすることから、施工管理は互いに一体的に進める必要がある。また、平成27年春に竣工するビルの完成に合わせて出入口を完成させるために、地下通路部の改造とビル建替工事は工事場所が重複することなどから、工程上、ビルと出入口改造を並行して進めていく必要がある。

そのため、この5号出入口改造工事は、現在施工中のビルと同時期の施工となり、ビルの工事ヤード内で施工するため、施工場所、資機材置場、搬出入口等が重複するとともに、ビルに面している道路の占用方法及び安全管理等についてもビル工事との密接な連絡調整が必要となり、これら工事の品質管理、工程管理及び安全管理を適切に確保するためには、複数の業者による施工では不可能である。

以上のことから、現在、ビル建替工事を施工中であり、本工事を施工可能な唯一の業者である当該業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号

5 担当部署

大阪市交通局鉄道事業本部工務部工務課(土木設計)

(電話番号 06-6585-6712)

随意契約理由書

1 案件名称

放出下水処理場消化槽加温設備 No.1 ガス昇圧ブロワ修繕

2 契約の相手方

三菱化工機（株）

3 随意契約理由

今回修繕する放出下水処理場反加温設備 No.1 ガス昇圧ブロワは、消化槽加温設備である温水機に消化ガスを供給するための設備であるが、長時間の運転により軸受部が磨耗損傷し運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本設備は、三菱化工機(株)がプラント設備として設計・製作・据付したもので、今回、整備修繕を行う消化槽加温設備は、プラント設備機能を発揮するための各機器間の調整など、同社が保有する設計製作図面に基づく調整の技術が、機能の回復及び整備修繕後のプラント性能の維持・継続と密接不可分の関係にあるため、同社に施工させる必要がある。また、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。以上のことから、修繕のできる業者は上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6969-5847）

随意契約理由書

1 修繕名称

今福下水処理場 No.1 汚泥スクリーン設備修繕 (その2)

2 契約の相手方

三菱化工機(株)

3 随意契約理由

本修繕は、今福下水処理場送泥前処理施設の No.1 汚泥スクリーン設備が、腐食による損傷により汚泥が漏洩し送泥前処理施設の運転に支障をきたしているので修繕するものである。

本設備は、三菱化工機(株)が設計製作したものであり、分解整備時における部品等の組立調整には、組付精度や許容値など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、かつ修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社である、三菱化工機(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6969-5847)

随意契約理由書

1 修繕名称

中浜下水処理場 No.2 濃縮槽分離液ポンプ外修繕

2 契約の相手方

新明和アクアテクサービス (株)

3 随意契約理由

今回修繕する設備は、水処理施設で発生した汚泥を固液分離により濃縮するためのNo,2汚泥濃縮槽で生じる分離液を反応槽へ送水するためのポンプと第4ポンプ棟汚水ポンプの軸封用給水ポンプであるが、長時間の運転によりケーシングが損傷し、運転できないため修繕するものである。

本設備は、新明和工業株式会社が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計により、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社より製品のアフターサービスを移管されている新明和アクアテクサービス (株) のみであるため、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (06-6969-5847)

随意契約理由書

1 修繕名称

東野田抽水所第2沈砂池 No.2,3 臭気遮断装置修繕

2 契約の相手方

クボタ環境サービス(株)

3 随意契約理由

本修繕は、東野田抽水所第2沈砂池 No.2,3 臭気遮断装置が破損により機能が発揮できない状況であるため修繕するものである。

本設備は、(株)クボタが設計製作し、分解整備時における部品等の組立調整には、組付精度や許容値など同社が保有する技術が必要である。さらに、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社のアフターサービスを移管されているクボタ環境サービス(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場監視制御設備改良に伴う既設設備改造工事

2 契約の相手方

(株) 日立製作所

3 随意契約理由

本工事は、庭窪浄水場の監視制御設備改良に伴い、通信用ゲートウェイ装置の設置及び既設制御装置、継電器盤、ポンプ操作盤、異配水場遠方監視装置の改造を行うものである。

庭窪浄水場監視制御設備改良に伴い、設備切替に必要となる新旧両システムでの監視、操作を実現するために必要となる通信用ゲートウェイ装置は、(株)日立製作所が独自に設計、製作したハードウェア及びソフトウェアによって、既設制御装置と信号の授受を行う。また、既設制御装置、継電器盤、ポンプ操作盤、異配水場遠方監視装置は、上記と同じく(株)日立製作所が独自に設計、製作したハードウェア及びソフトウェアで構成されている。それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である上記業者以外ではハードウェア及びソフトウェアの改造を行うことができない。また、この当該設備の開発、保守を行っている業者以外の業者が履行し、障害が発生した場合、原因特定が困難になるほか、上記業者が契約により行っている保守期間中に他の業者が改修作業等を行うと、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

以上のことから、本工事を実施できる業者は(株)日立製作所のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課 (電話番号 06-6616-5542)

随意契約理由書

1 案件名称

弁天抽水所貯留水ポンプ用 No. 2 給水ポンプ修繕

2 契約の相手方

(株) 日立プラントテクノロジー

3 随意契約理由

今回修繕する弁天抽水所貯留水ポンプ用 No. 2 給水ポンプは、貯留水ポンプへ軸封水を送水するためのポンプであるが、長時間の運転によりモータ及び羽根等が摩耗損傷し運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本設備は、(株) 日立プラントテクノロジーが設計製作したもので、給水ポンプの取替部品について、設備機能を発揮するための据付精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく取替え調整の技術が、機能の回復及び修繕後のプラント性能の維持・継続と密接不可分の関係にあるため、同社に施工させる必要があり、さらに修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。以上のことから、修繕のできる業者は上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

随意契約理由書

- 1 修繕名称 : 舞洲スラッジセンター 汚泥脱水機付帯設備修繕
- 2 契約相手方 : クボタ環境サービス(株)
- 3 随意契約理由 :

今回修繕する汚泥脱水機付帯設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で使用する薬品を移送・溶解する設備で汚泥脱水処理を行うには欠かすことが出来ない重要な設備である。今回、本設備が長時間の使用により破損し薬品を安定して移送・溶解ができず運転に支障を来たしているので修繕するものである。

汚泥脱水機付帯設備は、(株)クボタが設計、製作及び施工したもので、修繕には当該設備を熟知するとともに独自の技術を必要とし、修繕完了後の試運転における全システムの動作確認も重要となり、同社のみが保有するプラント設計及びシステム設計の考え方を本修繕に十分に反映させることが不可欠となる。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である(株)クボタから下水処理設備の修繕・改造業務を移管されたクボタ環境サービス(株)のみである。

- 4 法令根拠 :

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

十八条下水処理場外7か所電気設備修繕

2 契約の相手方

東芝電機サービス(株)

3 随意契約理由書

今回修繕する十八条下水処理場外7か所の電気設備は、長期の使用により老朽化し、機能が著しく低下したため、その構成部品を修繕するものである。

本設備は、(株)東芝が設計製作したもので部品の取替えにあたっては既設設備の構成及び整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、機能回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にある。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社より製品のアフターサービスを移管されている東芝電機サービス(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6462-1519)

随意契約理由書

1 修繕名称

中浜下水処理場 遠心濃縮機設備点検整備修繕

2 契約相手方

月島テクノメンテサービス（株）

3 随意契約理由

今回修繕する遠心濃縮機設備は、中浜下水処理場の余剰汚泥を濃縮するための設備であるが、労働安全衛生法に基づく点検を行うとともに、遠心濃縮機設備の制御を担う汚泥濃度計の修繕を行うものである。

本設備は、月島機械（株）が設計製作したもので高速回転する外胴・内胴の整備及び調整には、製作会社の技術が必要であり、機能回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にある。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことより、本修繕ができる業者は製作会社のアフターサービスを移管されている月島テクノメンテサービス（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6969-5847）

随意契約理由書

1 案件名称

大野下水処理場 汚泥処理室消化槽加温用設備修繕

2 契約の相手方

(株)タクマ

3 随意契約理由

今回修繕する消化槽加温用設備は、加温用熱源としての温水を発生させ、汚泥中の有機物を、消化槽内で分解、安定化させるために必要となる設備である。本設備は、前回整備から約1年が経過し、運転時に生成される、燃焼化合物が機器内部（炉内）に付着し、効率が著しく低下しており、また補機類の軸封部等の摩耗、損傷も著しく、運転に支障をきたしているため、修繕するものである。

本設備は、(株)タクマが設計製作したもので、整備時における組付精度や許容値並びに、消化ガスと燃焼用空気量の比率調整など、同社が保有する技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (06-6462-1519)

随意契約理由書

1 修繕名称

弁天抽水所No. 1、No. 3 コンテナ移動装置修繕

2 契約の相手方

(株)日立プラントサービス

3 随意契約理由

今回修繕する弁天抽水所コンテナ移動装置は、弁天抽水所に設置しているスクリーンかす搬出設備であるが、設置時から29年間経過しており、ロードセル荷重計などが、長期間の使用により腐食老朽化が著しく、満杯検知装置が動作しない等、運転に支障をきたしているため、修繕するものである。

本設備は日立金属(株)が設計製作したもので、修繕にあたっては、ロードセル荷重計取替など、同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整等の技術が必要であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、設計製作会社である日立金属(株)は、平成15年に水処理事業を日立プラント建設(株)に営業譲渡している。さらに、日立プラント建設(株)は、平成18年に日立機電工業(株)との合併により社名を(株)日立プラントテクノロジーに変更している。

以上のことから、本修繕ができる業者は、(株)日立プラントテクノロジーからアフターサービス業務を移管された(株)日立プラントサービスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (06-6969-5847)

随意契約理由書

1 修繕名称

放出下水処理場スクリーンかす脱水機修繕

2 契約の相手方

(株)日立プラントサービス

3 随意契約理由

今回修繕する放出下水処理場スクリーンかす脱水機は、スクリーンかすをスクリーンかす貯留ホッパーの前段で、脱水する設備であるが、設置から23年経過しており、長時間の運転で、油圧シリンダー、油圧ユニットなどが各部損傷し、運転に支障をきたしているため、修繕するものである。

本設備は日立金属(株)が設計製作したもので、取替部品について、設備機能を発揮するための据付精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整等の技術が必要であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、設計製作会社である日立金属(株)は、平成15年に水処理事業を日立プラント建設(株)に営業譲渡している。さらに、日立プラント建設(株)は、平成18年に日立機電工業(株)との合併により社名を(株)日立プラントテクノロジーに変更している。

以上のことから、本修繕ができる業者は、(株)日立プラントテクノロジーからアフターサービス業務を移管された(株)日立プラントサービスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

北港処分地 廃水浄化設備整備工事

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

本工事は、北港処分地の海面最終処分場が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で、基準どおりの性能を保持するため、廃水浄化設備を整備するものである。

北港処分地廃水浄化設備は、（株）栗本鐵工所が独自の技術により一括責任施工で竣工したものであり、整備を実施するには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要となる。

当該廃水浄化設備を設計・製作した（株）栗本鐵工所は、メンテナンス部門を担当していた同社の連結子会社（株）クリモテクノスとともに平成21年7月に環境事業をメタウォーター（株）へ事業譲渡契約している。

以上のことから、本工事を適切に施工することができるのはメタウォーター（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部施設管理課（電話番号06-6630-3371）

随意契約理由書

1 修繕名称

都島第2幹線 No.3 貯留水排水ポンプ修繕

2 契約の相手方

クボタ機工（株）

3 随意契約理由

本修繕は、都島第2幹線 No.3 貯留水排水ポンプが長年の使用により、各部が摩耗損傷し、運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本設備は、（株）クボタが設計製作し、分解整備時における部品等の組立調整には、組付精度や許容値など同社が保有する技術が必要であり、取替部品は他社では製作していない。さらに、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社のアフターサービスを移管されているクボタ機工（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 （電話番号06-6969-5847）

随意契約理由書

1 案件名称

放出下水処理場反応槽水中機械式曝気装置修繕

2 契約の相手方

阪神動力機械（株）

3 随意契約理由

今回修繕する放出下水処理場反応槽水中機械式曝気装置は、反応槽の汚水を循環させる装置であるが、長時間の運転により減速機軸封部等が摩耗損傷し運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本設備は、阪神動力機械（株）が設計製作したもので、攪拌装置の取替部品について設備機能を発揮するための据付精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく取替え調整の技術が、機能の回復及び修繕後のプラント性能の維持・継続と密接不可分の関係にあるため、同社に施工させる必要があり、さらに修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。以上のことから、修繕のできる業者は上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6969-5847）

随意契約理由書

1 案件名称

西中島南方外 13 駅エスカレーター改造工事

2 契約の相手方

(株) 日立ビルシステム 関西支社

3 随意契約理由

本工事は、(株) 日立製作所の設計・製作によるエスカレーターの電動機、駆動機及び制御盤等の取替とそれに伴う既設設備の改造を行うものである。

エスカレーターは、製造者独自の技術で設計・製作されており、既設のエスカレーターの構成部品の取替及び改造を行うためには、当該エスカレーターの構造・規格及び機器構成に精通していることが不可欠である。また、製造者が改造を行うことにより、本工事に対して一貫した責任を持たせることができる。

以上のことから、(株) 日立製作所より昇降機の設置工事・保守サービス業務全般・修理業務全般を移管された唯一の業者である (株) 日立ビルシステムと契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部工務部建築課 設備企画 (電話番号 06-6585-6774)

随意契約理由書

1. 工 事 名 称： 市岡下水処理場外3か所監視制御設備外機能追加工事

2. 契約相手方： (株)明電舎

3. 随意契約理由：

本工事は、市岡下水処理場外3か所の場内で別途施工される設備の増設及び改築更新に伴い、関連する下水道施設の運転状態監視、運転操作、運転データの保存、電源供給等を行うために、既設制御設備・既設監視制御設備への機能追加・機器製作及び施工を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、(株)明電舎が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、(株)明電舎のみである。

4. 根 拠 法 令： 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担 当 部 署： 建設局管理部設備課 (電話番号 06-6615-7895)

随 意 契 約 理 由 書

1. 修繕名称 寝屋川口水門外38か所遠方監視装置修繕
2. 契約の相手方 三菱電機プラントエンジニアリング (株)
3. 随意契約理由 今回修繕する寝屋川口水門外38か所遠方監視装置は、河川施設の監視に重要な役割を持つ設備であるが、経年劣化による構成部品の故障及び機能が低下しているため、各構成部品を取替修繕するものである。

本設備は、三菱電機(株)が設計製作したもので、修繕にあたっては当初の設計に基づき、既設構成部品との整合を保てるよう部品の取替修繕及び動作試験調整などを行い、設備の性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることは極めて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは、製作会社である三菱電機(株)より遠方監視制御・映像情報通信設備のアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。
4. 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
5. 担当部署 建設局 東部方面管理事務所 設備課 (06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

平野下水処理場汚泥溶融炉外1か所電気設備修繕

2 契約の相手方

(株)明電舎

3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉外1か所電気設備は、平野下水処理場汚泥溶融炉及び平野市町抽水所を安定稼働させるために重要な役割を持つ電気設備であるが、長期の使用により老朽化し、日常の運転監視業務に支障をきたしている電気設備の構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は(株)明電舎が設計製作したもので、修繕に当たっては、製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株)明電舎のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

安治川1号上屋外1箇所機械設備補修工事

2 契約の相手方

(株)日立プラントテクノロジー

3 随意契約理由

本工事は、安治川1号・11号上屋に設置している・整流継手・排気キャンバスダクト・廃液移送管等のくん蒸設備および冷凍機用冷水配管・電磁弁・仕切弁等の低温設備の補修を行うものである。

安治川1号・11号上屋とは、主に海外より船で輸入された青果物を取扱っている上屋である。倉庫としては植物防疫法に基づく指定くん蒸倉庫の資格を有しており、同法により必要な青果物に対してくん蒸を行っているものである。

くん蒸ガスには人体に有害で排出規制がある青酸ガスを使用するため、同ガスを倉庫外の処理装置に送るための換気設備、送られたガスを苛性ソーダ溶液で吸着するための吸収塔及び吸着後の苛性ソーダ溶液を処理する廃液処理設備、くん蒸時の温度や青果物の保存温度により熟成時期を管理するための、冷凍機・ボイラー・空気調和機・監視制御装置から構成される低温設備が設置されている。これらの設備全体が一体となって機能を発揮できるものであり、正確に稼動しなければ、青酸ガスによるくん蒸業務ができず、青果物の管理ができなくなり、しいては人身事故につながる恐れもあることから、荷主に対して大きな損害を被ることとなる。よって本工事の施工に際しては、当該設備全般を設計施工し、設置されている各設備の構造・仕様・相関関係を把握できる業者しか施工できないものである。

以上のことから当該施設(安治川1号・11号上屋)の機械設備の設計・製作を行った(株)日立製作所より、会社分割で点検・整備・改造・製造販売等の業務全般を移管された(株)日立プラントテクノロジーのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

港湾局計画整備部設備担当(機械)

電話番号 06-6552-0057

随意契約理由書

1 案件名称

1号線なんば駅下りホーム～南改札間エレベーター設備工事

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ（株）

3 随意契約理由

本工事は、1号線なんば駅の下りホームから南改札間に1人乗りエレベーターを新設するものである。

今回設置予定場所のピット下部は、現在駅舎換気設備の風道として利用しているため、機械室不要型エレベーターに必要なピット寸法（1,250mm）を確保することが出来ない。したがってピット不要型エレベーター（ピット寸法 150mm）の設置が必要となる。

ピット不要型エレベーターを製作することが可能で、施工能力を満たす唯一の業者である日本オーチス・エレベータ（株）と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部工務部建築課 設備企画（電話番号 06-6585-6771）

随意契約理由書

1 案件名称

2号線谷町四丁目駅南中階下りホームエレベーター設備工事

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ（株）

3 随意契約理由

本工事は、2号線谷町四丁目駅の下りホームから4号線谷町四丁目駅南中階の間に11人乗りエレベーターを新設するものである。

今回設置予定場所のピット下部は、現在、高圧送電設備のケーブルピットとして利用しているため、機械室不要型エレベーターに必要なピット寸法（1,250mm）を確保することが出来ない。したがってピット不要型エレベーター（ピット寸法150mm）の設置が必要となる。

ピット不要型エレベーターを製作することが可能で、施工能力を満たす唯一の業者である日本オーチス・エレベータ（株）と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部工務部建築課 設備企画（電話番号06-6585-6772）

随意契約理由書

1 案件名称

大野下水処理場消化槽加温設備用N o. 3ガス昇圧ブロワ修繕

2 契約の相手方

三菱化工機(株)

3 随意契約理由

今回修繕するガス昇圧ブロワは、消化槽加温設備である温水機に、燃料としての消化ガスを供給するための設備である。本設備は、前回整備から約1年が経過し、軸受部品の損傷が著しく、運転ができなくなったので、修繕するものである。

本設備は、三菱化工機(株)がシステムとして設計・製作・据付したもので、修繕にあたっては、本修繕対象機器を含む処理場設備全体を一つのシステムとして調整をし、システム全体の機能保持や、一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、本プラントシステムの設計・製作・据付会社である三菱化工機(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (06-6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

十八条下水処理場送泥ポンプ修繕

2 契約の相手方

兵神装備(株)

3 随意契約理由

今回修繕する送泥ポンプは、十八条下水処理場の下水処理過程において発生する汚泥を、大野下水処理場へ移送するための設備であるが、長年の使用により回転部が著しく摩耗損傷し、能力が低下したことによって、必要な移送量が確保できず、施設の運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本ポンプは、兵神装備(株)が設計製作したもので、今回修繕を行うロータ・ステータなどの駆動部分の部品取替えにあたっては、組込精度及び許容値など同社が保有する取替調整の技術を必要とし、機能の回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にあるため、同社に施工させるものである。

また、修繕後における性能の保障と一貫した責任を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社の兵神装備(株)である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部局

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (06-6462-1519)

随意契約理由書

1 工事名称

高速電気軌道第5号線鶴橋変電所機器製作据付工事

2 契約の相手方

(株) 日立製作所

3 随意契約理由

本工事は、鶴橋変電所の老朽化した故障選択継電器盤と回生電力吸収設備（新設）の製作据付工事を行うものである。

これら新設備と既設の直流き電設備を接続し稼働させるためには既設改造、各種調整及び確認試験が必須である。

これらの施工にあたっては、他の関連する既設設備を改造しつつ、綿密な整合性を取り、設計から装置の取替、調整まで一貫した管理体制のもとで行う必要がある。そのため、既設設備の製作者独自の専門技術及び知識が不可欠である。

既設設備は(株)日立製作所で、独自の技術で設計製作されたものであることから、製作者である同社以外では改造することができない。

よって、本工事を施工できる唯一の業者である(株)日立製作所と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局電気部電気課電気課

(電話番号 6585-6767)

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区役所・区民ホール耐震改修その他昇降機設備工事

2 契約の相手方

フジテック株式会社

3 随意契約理由

本工事は、東住吉区役所の耐震化に伴い、フジテック株式会社の製作・施工により設置された昇降機の耐震改修工事を行うものである。

耐震対策を行うにあたって、シャフト内に中間ビームの設置及び制御方式の中枢である制御盤の改造を行うほか、既設製品を調整・再使用する必要があり、フジテック株式会社にて製作している機器を使用しなければならない。

これらの施工にあたっては、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。

以上のことから、その知識や技術を熟知した唯一の業者であるフジテック株式会社と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局公共建築部企画設計課(整備グループ)(電話番号 06-6208-9363)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀川区役所・区民ホール耐震改修その他昇降機設備工事

2 契約の相手方

株式会社 日立ビルシステム

3 随意契約理由

本工事は、東淀川区役所の耐震化に伴い、株式会社日立製作所の製作・施工により設置された昇降機の耐震改修工事を行うものである。

耐震対策を行うにあたって、シャフト内に中間ビームの設置、乗場戸の取替え及び制御方式の中枢である制御盤の取替えを行うほか、既設製品を調整・再使用する必要があり、株式会社日立製作所にて製作している機器を使用しなければならない。

これらの施工にあたっては、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。

以上のことから、株式会社日立製作所から、昇降機の設置工事・保守サービス業務全般・修理業務全般を移管された唯一の業者である株式会社日立ビルシステムと契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局公共建築部企画設計課(整備グループ)(電話番号 06-6208-9363)

随意契約理由書

1 工事名称

此花下水処理場ポンプ場築造工事(その10)

2 契約の相手方

鴻池・竹中土木・佐藤・三井住友・あおみ特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

本工事は、此花下水処理場ポンプ場築造工事(その9)に引き続き雨水滞水池流入施設築造工を行うものである。

当該工事である雨水滞水池流入施設は此花処理場ポンプ場の本体構造物と一体構造として合築することによりその機能を発揮するものであり、かつ、此花処理場ポンプ場の本体仮設工を共有して施工する必要があることから、狭隘な状況での競合調整や綿密な工程調整が必須となる。

既往工事である本体仮設工は、当該工事に近接する正連寺川水門や第1線防潮堤及び正連寺川護岸構造物並びに地下埋設物等の重要構造物への影響を計測管理しながら施工管理を行っている。

当該工事は本体構造物の構築に合わせて本体仮設工を順次、盛替え撤去する必要があり、本体仮設工の影響等による変位抑制を考慮した施工管理が重要となる。

上述のとおり本体構造物との一体機能によって発現すること、また、本体仮設工と密接不可分であることから、その施工責任の一貫性を明確に確保する必要がある。

さらには、本工事を中断すると仮設材等の保持・保全に係る現場経費の増などによる事業費の増大、事業完了の延伸など、本市の事業実施において不利益となるため、本工事を中断することなく連続した施工としなければならない。

よって、同一請負者による施工責任の連続性、かつ、施工責任による瑕疵の明確化など継続工事との密接不可分な関係であり、経済性からも不利益となるため、上記相手方に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第6号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第5号

5 担当部署

建設局 下水道河川部 下水道課 (電話番号 06-6615-7883)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪中央卸売市場南港市場 冷凍機CR-107補修工事

2 契約の相手方

(株)ダイキンアプライドシステムズ

3 随意契約理由

本工事は、と畜解体後の枝肉の冷却をおこなうための設備である枝肉冷却庫の冷凍機の部品取替と、部品取替に伴う冷凍機、ユニットクーラの発停および冷媒の回収、再充填ならびに試運転等をおこなうものであるが、南港市場の冷却設備については、すべて(株)ダイキンアプライドシステムズの製品を用いて冷却システムを構築しており、同社でなければ整備技術面での対応は不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、また施工後の性能・作動状態・安全性(製造物責任)に対して保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)ダイキンアプライドシステムズのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪中央卸売市場南港市場設備担当(電話番号06-6675-2015)

随意契約理由書

1 工事名称

住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸（1工区）築造工事
（その7）

2 契約の相手方

大林・鴻池・五洋・久本特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

本工事は、住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸（1工区）築造工事（その6）に引き続き地盤改良工の作業仮設工を行うものである。

本工事では、被圧滞水層の影響による掘削時の盤ぶくれ対策を講ずる必要があり、かつ、周辺重要構造物への影響を最小限にする目的で、既往工事において鋼管矢板の下部に遮水壁工を実施している。

追加調査により上町断層系住之江撓曲の影響で地層層序が複雑、かつ、連続性に乏しく、その対策として新たな地盤改良工の必要性が判明した。

今回工事である作業仮設工は、地下埋設物の下部に地盤改良工を行うため傾斜角度をつけた高い削孔精度を保持するガイドパイプ等を設置するものがあるが、地盤改良工施工時の被圧滞水層の影響による作業ステップとして事前に施工するものである。

作業仮設工は地盤改良工の出来高精度を大きく左右するものであり、結果、地盤改良工と既往工事の遮水壁工が一体となって、所要の目的を発現するものである。

上述のとおり、地盤改良工の作業仮設工は既往工事の遮水壁工と密接不可分であり、その施工責任の一貫性を明確に確保する必要がある。

さらには、本工事を中断すると仮設材等の保持・保全に係る現場経費の増などによる事業費の増大、事業期間の延伸に伴う近接する重要構造物への影響等、本市の事業実施において不利益となるため、本工事を中断することなく連続した施工としなければならない。

よって、同一請負者による施工責任の連続性、かつ、施工責任による瑕疵の明確化など継続工事との密接不可分な関係であり、経済性からも不利益となるため、上記相手方に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第6号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第5号

5 担当部署

建設局 下水道河川部 下水道課（電話番号 06-6615-7883）

随意契約理由書

1 工事名称

長堀抽水所雨水滞水池築造工事(その6)

2 契約の相手方

熊谷・三井住友・日宝特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

本工事は、長堀抽水所雨水滞水池築造工事(その5)に引き続き本体仮設工及び本体築造工等を行うものであるが、今回施工する本体仮設工は同工事(その1)で施工済みである本体土留工(柱列式地中連続壁工)と一体構造として、掘削に伴う仮設の安定性において必要不可欠な山留め支保工(中間杭)である。

その目的の発現から今後の施工において近接する地下鉄や周辺家屋等への影響を最小限に抑える重要な仮設構造物であることから、施工責任の一貫性を明確に確保する必要がある。

よって、同一請負者による施工責任の連続性、かつ、施工責任による瑕疵の明確化など継続工事との密接不可分な関係であるため、上記相手方に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第6号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第5号

5 担当部署

建設局 下水道河川部 下水道課 (電話番号 06-6615-7883)

随意契約理由書

- 1 工事名称
住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸（2工区）築造工事（その8）
- 2 契約の相手方
大成・奥村・前田・中林特定建設工事共同企業体
- 3 随意契約理由
本工事は、住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸（2工区）築造工事（その7）に引き続き土留め支保工を行うものである。
既往工事である鋼管矢板は、当該工事に近接する住吉川護岸構造物及び周辺の重要構造物や地下埋設物への影響を最小限に抑制するものであり、継続した計測管理を行っている。
今回工事である土留め支保工は鋼管矢板と一体的に機能を発現する本体仮設工であり、周辺の影響変位等を考慮した施工管理が重要となる。
上述のとおり、本体仮設工である鋼管矢板と土留め支保工は密接不可分であり、その施工責任の一貫性を明確に確保する必要がある。
さらには、本工事を中断すると仮設材等の保持・保全に係る現場経費の増などによる事業費の増大、事業期間の延伸に伴う近接する重要構造物への影響等、本市の事業実施において不利益となるため、本工事を中断することなく連続した施工としなければならない。
よって、同一請負者による施工責任の連続性、かつ、施工責任による瑕疵の明確化など継続工事との密接不可分な関係であり、経済性からも不利益となるため、上記相手方に随意契約するものである。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第6号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第5号
- 5 担当部署
建設局 下水道河川部 下水道課（電話番号 06-6615-7883）